

谷道事務所Presents ためになる法律講座

今月のTOPIC

10月施行の「経営承継円滑化法」って？

そもそも「経営承継円滑化法」とは？

経営者の死亡やその他の理由によって、経営の継承が発生する場合があります。しかし、以下の2つの理由で、経営承継がうまくいかずに、廃業に追い込まれることも少なくありません。事業継続を通じた地域経済の維持と、雇用や技術の喪失を防止する観点から施行されるのが、「経営承継円滑化法」です。今回は施行直前の「経営承継円滑化法」のポイントを解説します。

1. <遺留分の制限>

皆様の会社では、自社株式や事業用財産の相続は、経営の安定化の為に後継者に集中させる必要がありますが、生前贈与や遺言を用いても遺留分（民法により兄弟姉妹以外の法定相続人に保障される最低限度の相続財産）の制限により、経営に必要な資産が分散する恐れがあります。

2. <自社株評価額の上昇による相続税負担増>

会社が好業績を続けていくと、株価の評価額が上昇し、相続税の負担が高額となり、納税に伴うキャッシュの流出や止むを得ない事業用資産の売却によって経営に支障を来す恐れがあります。

「経営承継円滑化法」の3つのポイント

さて、この「経営承継円滑化法」を実務を進める上で気になる点をいくつか挙げてみたいと思います。

「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の創設（平成21年度税制改正で実施予定）

中小企業の後継者が相続または遺贈により取得した自社株式について、その80%に対応する相続税の納税を猶予する制度の創設により、円滑な事業承継を実現します。後継者は、最低5年間、代表者として80%以上の雇用を維持したまま事業を継続し、その後も自社株式を保有し続ければ、最終的に納税が免除される事となります。事業承継要件が達成されなければ、納税猶予額に利子税を加えて即時全額納付する必要がありますことから、相続税の延納措置とも捉える事ができます。

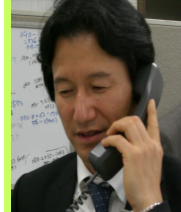
遺留分減殺請求権についての民法の特例

生前贈与株式等を遺留分算定基礎財産から除外できる制度の創設により、自社株式等に係る遺留分減殺請求を未然に防止し、事業継続に不可欠な財産の分散を回避できます。生前贈与株式の評価額をあらかじめ固定できる制度の創設により、後継者の経営努力によって上昇した株式価値は、遺留分算定時に減殺されないため、後継者の経営意欲の阻害要因を排除できます。

金融支援措置

相続によって分散した株式・事業用資産の買取資金や納税資金の調達方法として、信用保証協会の保証枠別枠設定や、政府系金融機関による融資制度が整備されます。

今月号の「ためになる法律講座」はいかがでしたか。来月も皆様へ「ためになる情報」をお届け致します。



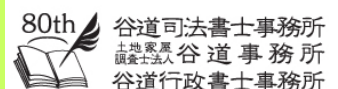
所長の谷道です。つまらないことでも、喜んでお答えし

ますので、お気軽にご質問・お問合せを！

今月の Present

昨年から何度かご講演をさせていただいている「経営承継円滑化法のポイント」というテーマ。今回はわたくし谷道が使用した、**講演レジュメ**を、ご希望の方には進呈いたします。社員の皆様の教本にいただければ幸いです！

お問合せは コチラ



〒933-0046
富山県高岡市中川本町
8番6号
Tel 0766-22-5511
(AM9時~PM6時)
Fax 0766-22-5513
(24時間受付中)
URL www.tanimichi.jp